

会 議 の 開 催 結 果

1 会 議 名	平成29年度第4回越谷市介護保険運営協議会
2 開催日時	平成30年1月30日（火）午後2時00分～午後4時00分
3 開催場所	市役所本庁舎5階 第1委員会室
4 会議の概要	<p>3. 議 事</p> <p>（1）第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について</p> <p>（2）介護予防支援事業所の指定更新について</p> <p>※ 会議の詳細は、別添会議録のとおりです。</p>
5 公開・非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
6 非公開・一部非公開の理由	
7 傍聴人員	なし
8 問い合わせ先	（担当課名）介護保険課 TEL 963-9305（直通）
9 その他	

平成29年度 第4回越谷市介護保険運営協議会会議録

日 時：平成30年1月30日（火）、午後2時00分～4時00分

場 所：市役所本庁舎5階 第1委員会室

出席者

委 員：田口会長、森副会長、林委員、菰田委員、佐々木委員、大家委員、佐藤委員、寺内委員、高橋委員、齋藤委員、松下委員、清水委員、吉田委員、山下委員、井橋委員、貴田委員、辻委員、本間委員

事務局：島田福祉部地域包括ケア推進担当部長、小田福祉部副部長兼福祉推進課長、西岡福祉部福祉推進課副課長、中井福祉部副参事兼地域包括ケア推進課長、平井福祉部地域包括ケア推進課地域包括総合支援センター長、関福祉部地域包括ケア推進課副課長、加藤福祉部介護保険課長、砂原福祉部介護保険課副課長、野口保健医療部地域医療課長、櫻田保健医療部市民健康課長 外4名

傍聴者：なし

《以下議事録》

1. 第4回越谷市介護保険運営協議会

司 会： 皆様、こんにちは。

本日は、公私とも大変お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成29年度第4回越谷市介護保険運営協議会を開会させていただきます。

初めに、越谷市介護保険条例施行規則第9条第2項の規定では、委員の過半数の出席により会議が成立することとなっております。本日は委員総数21名のうち17名が出席されておりますので、ここに会議が成立することをご報告いたします。

なお、竹村委員につきましては、ご欠席、寺内委員につきましては遅れてご出席されるのご連絡をいただいております。

それでは、開会に当たりまして、田口会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

田口会長、よろしく願いいたします。

会 長： 皆様、こんにちは。

今回は、第7期の計画の最終の確認に向け、あと、もう1つ検討となります。ぜひ各お立場、または俯瞰した形でのご意見を活発にいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

司 会： ありがとうございます。

資料の確認をさせていただきます。

事前に郵送させていただきました資料は4点でございます。まず、資料1「平成29

年度第4回越谷市介護保険運営協議会」、続きまして資料2「第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）」、別冊「平成29年度第3回越谷市介護保険運営協議会会議録」、そして、参考資料として、第6期のときの「答申」でございます。そして、本日お配りした資料は「会議次第」の1点でございます。

以上5点、過不足はございませんでしょうか。資料の足りない方がいらっしゃいましたらお申し出いただきたいと存じます。いかがでしょうか。

[発言者なし]

司 会： また、委員の皆様には毎回お願いしている内容ではございますが、本日の審議においてご発言の際には、お手元の卓上ランプのボタンを1度押していただいて、マイク付近のランプが点灯したのをご確認されてからお話しくださいますようお願い申し上げます。さらに、本日の会議においても会議録作成のため議事内容を録音いたしますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、今後の議事進行につきましては、越谷市介護保険条例施行規則第8条第2項の規定に基づきまして、田口会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

会 長： それでは、次第に基づきまして議事を進行させていただきます。

まず、事務局にお伺いいたします。本日、会議の傍聴を希望されている方はいらっしゃいますでしょうか。

[「いらっしゃいません」と発言者あり]

会 長： ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして進めてまいりたいと思います。

本日の会議、議事の進捗状況にもよりますが、おおむね2時間程度としたいなと思います。しかしながら、活発なご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、議事の1つ目、平成29年度第3回介護保険運営協議会会議録についてですが、委員の皆様方には何かご意見、ご質問、ございますでしょうか。

[発言者なし]

会 長： これにつきましても事前に郵送されておるかと思しますので、特になければ、前回の会議録は承認をいただいたものとさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と発言者あり〕

会 長： ありがとうございます。

それでは、次の議事に移っていききたいと思います。

続きまして、次に議事の2つ目です。第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案についてでございます。ここに①、②、③とございますので、まず①として意見公募結果について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局： それでは、介護保険課、砂原のほうから、まず①の意見公募結果につきましてご報告させていただきたいと思えます。

会議資料の1のほうの2ページをご覧くださいと思います。

①意見公募結果につきまして、ア、意見公募の実施状況につきましてご報告させていただきます。期間は、平成29年11月22日（水）から12月21日（木）まで行いました。募集場所といたしましては、市役所（介護保険課、情報公開センター）、それから地区センター（13か所）、老人福祉センター（4か所）、地域包括支援センター（4か所）及び市のホームページというところで行わせていただいております。なお、地区センター等と併設している地域包括支援センターについては、本体施設（地区センター等）に意見箱等を設置して行いました。提出された意見は2件であります。

次に、イ、提出された意見等と対応についてということで、意見内容と、事務局で今検討している回答案についてご説明いたします。

まず1つ目が、計画書の84ページのほうになりますけれども、「認知症施策の「体制整備と連携の推進」事業のところ、「若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者への支援」について、越谷市の計画を記してください。」という意見がありました。

それに対しましては、「第2号被保険者における介護保険サービスの利用は、脳卒中による高次脳機能障害などで特定疾病に該当する場合、要介護認定を受けることが可能です。また、若年性認知症については、国の「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」を踏まえ、障害福祉サービスや埼玉県が実施する若年性認知症対策等と連携しつつ、情報提供等に努めます。なお、計画素案の修正は行いませんが、ご意見を参考に、さらなる取り組みを推進します。」。

次に、2つ目の意見は、計画書の74ページになります。

74ページの防災体制の整備に対しまして、「民間の福祉避難所数、現状（平成28年度）未実施。平成32年度目標26か所となっている。平成28年度ゼロか所を、平成32年度目標26か所、困難というより無理。平成30年度に最低10か所の福祉避難所を指定していただきたい。」という意見がございました。

それに対しましては、「平成29年度において、特別養護老人ホームを初めとする11か所の民間施設に対し、福祉避難所の設置に係る協定を締結しています。平成30年度以降においても、引き続き指定に向けて民間施設に働きかけを行い、目標を達成できるよう努力してまいります。」というふうに回答しようと、事務局のほうでは考えております。

なお、この回答につきましては、本日、皆様からも少しご意見をいただきまして、その後、庁内の政策会議のほうに諮らせていただきまして公表という形になっております。

以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

事務局から、いわゆるパブコメの実施結果、それから回答案について説明がありました。これについてご意見、ご質問などいかがでしょうか。

〔発言者なし〕

会 長： どうでしょうか。

A委員、お願いします。

A委員： 2) 計画書74ページの意見のところですが、直接、関連しないかもわかりませんが、民間事業所について設置を促進するとなっています。近年、公共施設をどのように使うのかという議論がされていますが、その点について、公共施設がこういう防災体制の中にどう位置づけるのかというようなことは、何か記載がないのでしょうか。そのところはどのようになっているのか、教えていただきたいと思います。

会 長： それでは事務局のほうから、公共施設に関していかがでしょうか。

事務局： 全体的な防災の話ということでしょうか、福祉避難所という話でよろしいでしょうか。

A委員： 福祉避難所計画というのがあると思うのですが。市全体における防災の避難所づくりというのがあると思います。今、福祉避難所の問題が、東日本大震災でも、つい最近起きた熊本地震でも非常に大きな問題になっていますが、そこらのところも記載したほうがいいのではないかと思ったものです。直接ではないのですが、ゼロが26か所ということですが、もし回答で出す場合はそこらも含めて、回答した方がいいのではないかと思います。それとともに、越谷市ではこういうようなことを考えていますというようなことも回答したほうがいいのではないかと思ったもので。

会 長： なるほど。よろしいですか。

事務局： わかりました。

意見のとおり、市内の公共施設に関しましては、現在6か所だったと思うんですけども、福祉なんかの指定がされています。それにつきまして回答に加えるような形

で、こういうことで進めているというような形で修正して回答できればと考えます。
ありがとうございました。

会 長： ありがとうございました。
全体を見渡した形をプラスしてということ。
ほかにご意見よろしいでしょうか。

[発言者なし]

会 長： この文章としては、付け加えたり、修正をしたりということではないということ
すよね。
事務局： 計画書の中には。
会 長： ということですよね、回答だけということですね。
事務局： はい。
会 長： よろしいでしょうか。

[発言者なし]

会 長： それでは、①についてはとりあえずここで区切らせていただければと思います。
続きまして、②の第6章についてということに移らせていただきます。この会議で
は、多分初めて説明していただくことになるかと思いますが、第6章の介護保険事業
の展開ということで、90ページ以降について協議を進めていきたいというふうに思
います。
大分量がありますので、112ページまでのサービス量の見込みについての考察とい
ったところまでで一旦区切って審議いたしまして、そして、その後、113ページ以降は
また事務局に説明していただいて、項目ごとに審議していこうかというふうな進行を
していこうかというふうに思います。
それでは、まず91ページの介護保険の現状から112ページまでについて、事務局のほ
うからご説明をお願いいたします。

事務局： それでは、第6章についてを説明させていただくんですが、その前に、前回皆様か
ら計画素案に対していただいた意見につきまして、幾つか修正点がありますので、そ
のことについて説明させていただきたいと思います。

資料1の2ページのほうをご覧いただきたいと思います。

多くのものにつきましては、パブコメをかける前に修正をかけて、パブコメのほう
をさせていただいているんですが、2ページのまず1つ目が、計画書案の3ページに
なりますが、高齢化の進行の中の文章の流れが悪いので整理をというようなお話があ
りましたので、少し文章の並びを変えまして、国、それから市というふうなつながり

の中で文章がつながるように並びを整理いたしました。

それから、次に74ページになりますが、災害時要援護者避難支援制度の目標値が不適当というようなお話がございましたので、これは削除しております。

次に、80ページになりますが、事業所に対する指導監査件数の目標値の表記がわかりにくい、これが年間なのか、それとも3年間なのかというようなお話があったかと思うんですけれども、そこの表記の中に「/年間」というのを加えて、一応年間の目標ということで表示をさせていただいております。

それから、81ページのほうに、「仕事を辞めたいと思う介護職員の割合」という目標値を載せてありましたが、これも不適当というお話がございまして、削除させていただいております。

それから、87ページになりますが、生活支援短期宿泊事業にレスパイトに関する記述をというようなお話がございまして、これは、文章の中で私的利用でも可能ですよというような文章に変更させていただいております。

その他といたしましては、42ページになりますが、ここには以前、各日常生活圏域の概要に関する、各地区ごとに短い文章を入れておったんですが、これは参考資料のほうで記述させていただくこととし、もう少し地区のことがわからないといった市民の方も結構いらっしゃるということであったので、42ページに、日常生活圏域の図面を入れるようにいたしました。

あと、その他、ご意見としていただいたものの中に、69ページの地域包括支援センターのところ、拡充の考え方には高齢者の人口増加に伴うサテライトなども入っているのか、入っているならそのあたりの文言を入れてもらいたいというようなお話があったかと思うんですけれども、この文章の中に、「エリア内の高齢者人口の推移を踏まえた人員配置や体制整備を図る」という内容を記載しておりますので、この中で読んでいただければと考えております。

次に、73ページのほうになりますが、ふれあい収集につきまして、これは現況と目標値を入れたほうがいいのかというようなお話をいただいたかと思うんですけれども、ふれあい収集の数が多ければ多いほどいいのかというところで、件数がふえるとよいということには必ずしもならないということを考えまして、目標値の設定は少し難しく、なじまないと考えまして、入れてはおりません。

次に、86ページになりますが、市民後見人候補者名簿登録者数を目標として掲げているんですけれども、これは登録者数ではなくて、実際にやっている人がいいのではないかというようなお話もいただきましたが、後見人の需要は確実に増加していると思われましても、市民後見人の必要量を推計、または計画することは難しいというところがありまして、また、何をもとに高いか、低いかを定めるということも難しいため、計画としては、市民後見人の要請による名簿登録者数ということにしたいと考え、そのままにしております。

あと、その他、67ページですね、失礼しました。67ページの生活支援体制の整備について、もうちょっと市民の方がイメージできるようなイメージ図をつけられないかというようなお話をいただいたかと思うんですけども、それにつきましては、計画書として作成する際に入れていきたいというふうに考えております。

前回からの変更につきましては、以上でございます。

続きまして、第6章の「介護保険事業の展開について」というところの説明をしていきたいと思っております。

これまで推計を進めてまいりました介護保険サービス等に係ります利用者数の見込みやサービスの提供に関する計画内容ということになります。

まず、91ページをご覧くださいと思います。

1、介護保険事業の現状として、(1) 居宅サービスの利用状況のうち、ア) サービス利用者数の推移につきましては、平成28年度までは利用者数が伸びておりますが、要支援1、2の方の訪問介護と通所介護が平成28年3月以降の認定更新時から地域支援事業に移行していること。また、小規模な通所介護が地域密着型に移行しているため、平成29年度は減少するという状況が見られております。

次に、92ページをご覧くださいと思います。

イ) 第6期計画の見込量と実績の比較を掲載しております。図表44は、要介護1から5の方の介護給付に関して、第6期計画の平成28年度における計画値と実績値の比較をしたものでございます。訪問看護の利用が計画を大きく上回っている一方、値は小さいのですが、特定福祉用具購入及び住宅改修については計画値を下回る結果となっております。

この訪問看護につきましては、平成26年10月時点で、市内では11事業所であったものが、現在では19事業所となっております、事業所の増加が影響しているものと思われます。

次に、93ページをご覧くださいと思います。

図表47におきまして、要支援1、2の方の予防給付の計画値と実績の比較を行っております。母数が小さいため、多少の違いが大きな差に見えておりますが、目立つところでは、居宅サービスと同様に訪問看護に大きな差が見られます。ほかに、一番下の介護予防支援、要支援1、2の方のケアプランの作成になりますが、軽度者の申請が伸びているものと思われ、計画値を上回る状況となっております。

次に、95ページをご覧くださいと思います。

(2) 地域密着型サービスの利用状況について、ア) サービス利用者数の推移を見ていただきますと、平成29年度に大きく利用者が伸びています。これは、平成28年4月に18人以下のデイサービスが地域密着型サービスに移行したことが大きな原因となっております。

また、計画値との比較では、96ページの図表51を見ていただきますと、下の3つが

予防給付になりますけれども、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護なども、予防給付とあわせて見ていただきますと、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は事業所が計画どおりに整備されなかったこともあり、計画の半分といった状況でございますが、その他はおおむね計画に見込んだ値と大きな乖離はない状況と把握しております。

次に、97ページをご覧くださいと思います。

(3) 施設サービスの利用状況につきましては、施設の整備が進んでいることを反映して、利用者数はふえています、それ以上に認定者数が伸びていることから、利用率は横ばいないし微減という状況であります。

98ページの図表55を見ていただきますと、計画値と実績値には大きな乖離はありませんでした。

次に、(4) 地域支援事業の状況を見ていただきますと、介護予防・日常生活支援総合事業の利用が平成28年度において8割にとどまっており、これは、要支援1、2の方の利用が計画と比較して少なかったことが原因となります。

次に、99ページからが第7期計画期間における介護保険サービスの利用見込みの推計となります。

99ページには被保険者数や要支援・要介護認定者数の推計を載せていますが、第3章の再掲となりますので説明は割愛させていただきます。

次に、100ページから、サービス種類ごとの利用見込み量の推計を行っております。

ア) 訪問介護、イ) 訪問入浴介護、101ページにいきまして、ウ) 訪問看護、エ) 訪問リハビリテーション、102ページにいきまして、オ) 居宅療養管理指導。ここまでは高齢者の増加とともに要介護や要支援の認定者数も増加し、利用も増加するものとして推計しております。

102ページのカ) 通所介護を見ていただきたいんですけども、小規模の通所介護は、地域密着型サービスに移行したことにより、平成28年度に利用者数は減っておりますが、通所介護を利用される方が減っているというわけではありませんので、平成29年度からは再び増加していくものと見込んでおります。

次に、103ページのキ) 通所リハビリテーション、また、ク) 短期入所生活介護、104ページにいきまして、ケ) 短期入所療養介護につきましても、認定者数の増加とともに利用者数も増加するものと見込んでおります。

104ページのコ) 特定施設入居者生活介護につきましては、これまでの傾向を勘案するほか、市内の施設整備状況についても加味して利用者数を推計しております。

次に、105ページのサ) 福祉用具貸与、シ) 特定福祉用具販売、106ページのス) 住宅改修、セ) 居宅介護支援、介護予防支援なども、これまでの傾向から、認定者数の伸びを見て利用者数がふえるものと見込んでおります。

次に、107ページからは地域密着型サービスの利用見込み量について説明してござい

す。

地域密着型サービスについては、多くは公募により事業者を選定して、サービスの提供増を図っていくものであり、事業者の整備見込みを勘案して関係各サービスの利用状況を推計しております。107ページのア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、平成30年度に1事業所の開設を見込み、それを推計に反映しております。

次のイ) 認知症対応型通所介護につきましては、近年開設する事業所があまりないというところではありますが、認知症の方の増加や認知症に対するケア技術の向上などから、認知デイの開設もするものと見込みまして、利用者数は増加するものと見込んでおります。

次に、108ページの小規模多機能型居宅介護につきましては、平成32年度中の整備を考慮しておりまして、利用者数の増加はこれまでの傾向からの推計ということになっております。

109ページのエ) 認知症対応型共同生活介護につきましては、平成29年度に選定した2つの事業所が平成30年度中に開設することを見込み、推計を行っております。新規につきましては、小規模多機能型居宅介護と同様に平成32年度までかかるものと考えており、推計には含めておりません。

次のオ) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、これは29人以下の特別養護老人ホームということでもありますけれども、こちらは、現在事業所からの もなく、また、広域型の特別養護老人ホームの整備状況や利用状況に鑑みまして第7期の整備は見送っており、利用者数の見込みは、平成29年度当初に新規施設が開設し、平成30年度にはおおむねピークを迎えるものと考えて推計を行っております。

次に、110ページのカ) 看護小規模多機能型居宅介護につきましては、これまで事業所からの開設申し出がない状況でありますけれども、平成30年度に募集を行い、31年度に開設できるよう、市としても尽力してまいりたいと考えておりまして、利用見込みはそれを反映したものとして推計をしております。

次に、地域密着型通所介護につきましては、今回の法改正により、小規模多機能型居宅介護の開設を促進するために、開設の制限をかけることができるということになりましたが、小規模多機能型居宅介護のサービス提供体制がグループホームとの併設でないと今のところ応募がないというような状況ですので、通所介護の予定というところは、越谷市のほうでは現在のところ考えておりません。これまでの傾向から、利用者数の増加を見込んでいるという状況になります。

次に、ク) その他といたしまして、地域密着型サービスの中には、夜間対応型訪問介護や地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスがありますが、夜間対応型訪問介護は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を優先的に整備移行していきたいと考えていること、また、地域密着型特定施設入居者生活介護については、介護 の観点から量的な施設整備が求められており、広域型を優先したいと考えていることから、

第7期においては整備を計画しないことといたしました。

次に、111ページからは、(4)施設サービスの利用見込み量となります。

図表81をご覧くださいたいんですけれども、これは、本市の被保険者の特別養護老人ホームの待機者数で、市内外を含めて特別養護老人ホームの整備が進捗しており、特別養護老人ホームの待機者数は年々減少している状況となっております。

その下にいきまして、施設サービスの1つ目は、ア)介護老人福祉施設、特別養護老人ホームのことになりますが、こちらは平成30年4月に2施設200床が開設することが見込まれておりますので、これを含んだものとなっております。

次に、イ)介護老人保健施設につきましては、第6期に選定した1施設が、現在のところ平成30年度の中ごろに開設が予定されておまして、それを見込んだ数字となっております。

次に、112ページをご覧くださいと思います。

ウ)介護療養型医療施設につきましては、本市に施設はございませんが、他市の施設を利用している方がおられまして、平成29年度まではほぼ横ばいの状況になりますけれども、平成30年度以降は介護医療院への転換が進むものと考え、利用者数は減少するものと見込んでおります。

最後に、エ)介護医療につきましては、平成30年度からサービスを開始できる施設ということになりますけれども、パターンとして、介護療養型医療施設が転換する場合、それから、医療施設がこのサービスを提供し始めるということが考えられるところです。

今のところ、越谷市での新たな開設は見込んでおらず、既存の介護療養型医療施設が転換する程度を想定しまして、第7期の推計値として、しております。

それでは、一旦ここで区切らせていただきます。

会 長： 説明ありがとうございました。

大変失礼いたしました。前回のこの会議での修正箇所についてということを進捗上飛ばしてしまいましたこと、申し訳ございませんでした。

まず1つ目、この前回からの修正箇所につきましては、まずここでご意見があればと思いますが、ここの部分、いかがでしょうか。前回のこの会議で出された意見をもとに修正していただいているということだと思いますが。

A委員、お願いいたします。

A委員： この1から6までのところですが、この会議では随分と私のほうから言ってきたのがあります。81ページに介護従事者等の確保・育成というところで、介護従事者などに対するケアシステムの構築という文言の中に、「相談窓口を設置します」としか書いていません。周知だとか充実をお願いしたいと言ってきたつもりなのですが、その文言を入れていただいて、できればその計画や数値などが入らないものでしょうかと思いました。

会 長： ありがとうございます。81ページの④のところですね。

A委員： はい、そうです。

会 長： 事務局、よろしいでしょうか。

事務局： 相談窓口に関する周知啓発ということでよろしいでしょうか。

A委員： 運営協議会の中で周知啓発をお願いしますとってきました。よく理解されていない、わからない、事業所からもそういう説明がなかったという現場の人の話を聞きました。それでは、やはりもう少し周知徹底をしていただきたいこと、それから、たしか月1回で時間も定められているということがあるので、それをできるだけ拡充していただきたいということをさせていただいたと思います。介護を担っている労働者に調査をすると、必ずこのところができています。相談窓口を事業所の中に置くというよりは、事業所外に気軽に相談できるようなところに置いていただきたいと思っております。ちなみに、ちょっと違う情報ですが、本市の周辺で11月から給料の遅配があって、つい最近では事業所そのものを閉鎖していくような動きがあったように聞いています。本来ならばそこに働いている人が気軽に相談できる場所があれば、事前にわかって、市のほうも何らかの手は打てたのではないかと思います。そういうような実例がつい最近あったもので、ぜひ、気軽に相談できる窓口を拡充していただきたいと考えております。

会 長： よろしいでしょうか。

事務局： 今のご意見を参考に、今までの実績等も踏まえまして、埼玉県立大学と協働してやっている事業でもございますので、協議しながら進めていければというふうに考えております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。つけるとすると、設置するとともに周知啓発に努めるということも含めて入れると、そういうふうなニュアンスですね。お願いいたします。

そのほかございませんでしょうか。

[発言者なし]

会 長： それでは、進行させていただきたいと思います。

この後、事務局からもご説明ございました、1番目の介護保険事業の現状ということと、それから2つ目のサービスの推計という説明が、ちょっと分量はあるんですが、112ページまでがございました。それで、この91ページから112ページまでの、今、ご説明があった箇所につきまして、何かご意見、またはちょっと聞き逃したなというような部分でも構いませんが、質問ございませんでしょうか。

B委員、お願いいたします。

B委員： 112ページの介護療養型医療施設のことについてなんですけれども、ただいま説明が

ございまして、越谷市にはないというふうにきちんと説明していただいたので、これはやっぱり、文言の中に、越谷市にはなくて他市を利用している方の推計であるということを書かれたほうがわかりやすいのではないかと思います。

それと、介護医療院に関してなんですが、ちょっと質問になりますけれども、介護医療院に転換する越谷市の施設は、現在見込みはないということをおっしゃっていますけれども、この、平成30年度中にとというのはどういう推計をなさったのでしょうか、教えていただきたいと思います。

以上です。

会 長： B委員のほうから2点につきましてありますが、いかがでしょうか。

事務局： まず最初に、介護療養型医療施設のことについて、市外の方の推計であるということは明記するよう検討してまいりたいと思います。

それから、介護医療院の数値につきましては、これ全国で、国のほう、もしくは県のほうで医療から介護に転換していくサービス料というのを埼玉県のほうで推計して、その分を今回の介護保険の計画の中で加えなさいというふうな形になっているんです。その中で、埼玉県から越谷市に与えられた数値といたしますか、越谷市の担当分といたしますか、そういう数値が平成32年度に38ですよというような数値をいただいております。これを計画に反映した形というふうになっております。

会 長： そのほか、ご質問、ご意見いかがでしょうか。

[発言者なし]

会 長： 現状と推計、推計も計算式に当てはめた推計だと思いますので、とりあえずよろしいでしょうか。

次に、実際の基盤整備ということがございますので、ここが論点かなと思いますので、続けて進行してよろしいでしょうか。

[発言者なし]

会 長： それでは、続きましてこの113ページのサービス基盤の整備以降につきまして、事務局のほうからまたご説明のほうをお願いしたいと思います。

事務局： それでは、引き続き少し説明が続きますが、おつき合いいただければと思います。それから、途中、少し誤植がありまして、修正等を挟みながらの説明となりますので、ご了承くださいと思います。

それでは、113ページからが、これまで見ていただいた需要見込みをもとに計画する施設整備や地域支援事業、さらに介護保険料の推計ということになります。まず、113ページをご覧ください。

(5) サービス基盤の整備のア) 地域密着型サービスの基盤整備につきましては、図表86に平成29年度末の見込みの数値が入っています。ここで、皆様におわびして修正していただきたいのですが、地域密着型特定施設入居者生活介護というところ、下から3つ目のところに今数値が入っておりますが、こちらが実際はなくて、「事業者数ゼロ、定員ゼロ」ということになります。その下の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のところに数値が入りまして、下から2つ目ですね、こちらが「事業所数が5、定員が118」ということになります。申し訳ございません。訂正をいただければと思います。

説明を続けさせていただきます。

次に、114ページの図表87をご覧くださいと思います。

第7期計画期間におきましては、利用者見込みや施設の必要性等に鑑み、定期巡回・随時対応型訪問介護看護施設を1、小規模多機能型居宅介護施設及び認知症対応型共同生活介護、グループホームですけれども、それぞれ2つ、それから、看護小規模多機能型居宅介護を1施設整備することを計画しております。表は、平成29年度に公募選定いたしましたグループホームに施設が平成30年度に整備されることを含めた数字となっております。

次に、イ) 施設サービス等の基盤整備につきましては、115ページの図表89をご覧くださいと思います。市内における整備といたしましては、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームが2施設、それから介護老人保健施設が1施設、特定施設入居者生活介護が2施設を第7期に整備してまいりたいと考えております。ここでも、平成30年度に記載がある介護老人保健施設1施設(120床)と、特定施設入居者生活介護の1施設(64床)は、第6期に公募選定したものでございます。

それから、もう1つ訂正をお願いしたいんですが、その図表89の上の文章で、前段の「特定施設入居者生活介護は、平成30年3月時点で市内に23施設(1,411床)」と書いてありますが、これは89の図表のほうに合っておりまして、「24施設(1,467床)」に訂正いただければと思います。申し訳ございません。

次に、116ページをご覧くださいと思います。

ここから、3、地域支援事業ということで、介護保険制度の中で市が実施する地域支援事業の展開についての計画となります。

まず、117ページの(1)介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、ア) 介護予防・生活支援サービス事業につきましては、平成29年10月から開始した基準緩和型サービスや住民主体型のサービスを充実していくこととしております。次に、イ) 一般介護予防事業につきましては、地域でリハビリテーションの専門家を活用したリーダー養成講座により、地域における介護予防力を高めていくこととしております。

また、118ページの(2)包括的支援事業のほうを見ていただきたいんですが、この中で、ア) からキ) までにつきましては地域包括支援センターが中心となりまし

て、そのほか、医療・介護連携拠点と連携しながら地域包括ケアシステムの充実を図っていくということが書かれています。また、ク)につきましては、地域福祉関連の組織等と連携しつつ、日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターと関係機関の連携となる協議体の設置を進めていくこととしております。

次に、119ページの(3)任意事業のほうを見ていただきたいと思います。

中身的には、第6期と同様に、そこに掲載されている事業を実施する中で、特に介護給付費等費用適正化事業につきましては、国のほうから第7期において評価と公表が求められているところでございます。

これらの事業を展開することによりまして、地域支援事業費につきましては図表91のとおり、第7期3カ年の合計を30億4,500万円と見込んでおります。

そして、120ページから、本章の結論となる4、介護保険事業費の推計と介護保険料の設定ということになります。120ページをご覧くださいまして、(1)給付費の推計につきましては、これまで見ていただいた各サービスの利用者数、回数にサービス料を掛けて費用を算出しています。

121ページを見ていただきたいんですけども、図表92の一番下の段が介護給付費の見込みとなります。3カ年の合計が約533億円ということになっております。

また、122ページの図表93が予防給付の見込みとなります。こちらは、3カ年で約12億9,000万円ということになっており、総給付費は、介護部分と予防部分を合わせまして、白抜きの表で示しましたとおり、3カ年合計で約545億9,300万円ということになっております。

次に、123ページをご覧くださいと思います。

図表94を見ていただきますと、サービスの提供以外に、高額介護サービス費などの負担軽減も制度には組み込まれておりまして、それらの額を加えたものが標準給付費と呼ばれているものになります。その額は、3カ年合計で582億9,700万円となっております。そして、先ほど見ていただいた、地域支援事業費に係る費用を加えた総合計が123ページの白抜きの文字で示しているもので、613億4,200万円というふうに算出されております。

次に、124ページの(2)第1号被保険者の保険料負担額(保険料収納必要額)の算定について説明いたします。

ご案内のとおり、サービスの種類や地域支援事業の種類によって、サービス利用に係る自己負担以外の部分については、第1号、第2号を含めた被保険者と国・県・市の割合が異なるんですけども、第1号被保険者の負担割合は一定でありまして、第6期は22%でありましたが、高齢化の進行により第1号被保険者の人数がふえたことにより、第7期は23%となることが決まっております。さらに、国が基本的に25%を負担することとなっておりますが、そのうちの5%は調整交付金といって、自治体の高齢化や高齢者数の状況に応じまして、国の支給額がそれぞれの自治体で異なるもの

となっており、5%を下回る場合には、その不足分は第1号被保険者の保険料から賄うことになっております。つまり、大まかに言いますと、総給付費の5%から国の調整交付金でいただいた金額を引いたものが、第1号被保険者の保険料から支出する必要があるということになります。

一方、これまでの保険料収納額のうち、給付費負担分を除いた残り、第6期で言いますと22%よりも多く入ってしまった保険料につきましては、介護保険給付費準備基金に積み立てることになっております。その基金の平成29年度末の見込みが124ページに書いてありますが、おおよそ22億円になるものと、今想定されております。この基金につきましては、次期、つまり第7期において取り崩して介護保険料に還元することとされておりますけれども、本市におきましては第6期の保険料算定時に、第6期末は見込みが大体8億円になると見込んでいたところ、5億円を取り崩すというような計算を行いました。今回、第6期においては、それが5億円を取り崩すどころか、これだけ積み上がってしまったという状況なんです。これは、介護サービスを使う方が少なかったというようなことが影響しているんですけれども、第6期において比較的低調であった給付費の伸びが反動的に第7期に上昇することも考えられます。また、総給付費には国から発表されております報酬改定が0.54%であるとか、それから、途中、消費税の10%が考えられるところですが、一応それは含んで計算はしております。ですが、これがどれくらい上がるかというのは不明でありますので、この22億円と今見込んでおります額を全額取り崩すということは少しリスクが高いというふうに考えておまして、4億円から5億円程度を残したいと考えており、第7期においては、今のところ16億5,000万円取り崩すということで想定をしております。

これらを、基金から16億5,000万円取り崩して得た保険料収納必要額というのが約144億円になります。これを3年間の第1号被保険者数で割ったものが保険料の基準額ということになります。

125ページの図表97を見ていただきたいんですけども、これが、現在本市で設定している所得段階別の保険料設定です。ちなみに、第6期においては12段階ということにさせていただきました。この段階数というのは各自治体のほうで任意に設定することができるんですけども、本市におきましては、第7期も第6期と同様の12段階で、保険料率の設定も第6期を踏襲していきたいと考えております。

次に、126ページの図表98を見ていただきたいんですが、これが現状から想定される段階別の被保険者数になります。保険料率が各段階で異なりますことから、それを補正して対象人数を計算したものが、次の図表99ということになります。

127ページをご覧くださいんですけども、この補正して得られた人数、26万563人に収納率98%を掛けまして、実際の負担者数の推計として得たのが、その25万5,351人ということになります。これで、先ほどの保険料収納必要額約144億円を割った額が保険料基準額となります。これが5万6,400円という値になりました。これを各

段階に当てはめた保険料が図表100ということになります。

この5万6,400円というのは、月額にすると4,700円ですが、ここでちょっと見ていただきたいのが、資料1のほうにもう少し簡単に説明書のほうがございまして、資料1の3ページのところを見ていただきたいんですが、この中段に、第7期の介護保険料基準月額4,700円というふうに書かせていただいております。その下が第1期からの推移ということになります。これが4,700円ということになりますと、今回は210円アップの改定率4.7%ということになります。基本的にはこの額でいきたいというふうに考えております。

一応、これは参考までにですが、県内の団体の現在の状況というものを、ちょっと電話等で確認させていただいたものがありまして、まだ確定ではないんですが、少しお話しさせていただきますと、さいたま市が188円アップの5,451円、川越市は80円減額ですね、80円下げて4,900円、川口市が249円上げて5,199円、所沢市は364円上げて4,937円、春日部市は430円上げて4,980円、草加市は第6期と同じ額で4,971円、八潮市は50円上げて4,825円、三郷市は1,073円上げまして5,373円、吉川市は29円上げまして4,760円、松伏町は20円下げまして4,740円というふうに伺っております。あくまでもこれは参考でありまして、まだ確定ではないということをご理解いただきたいと思います。

第6章の説明は以上となります。

会 長： ありがとうございます。

ページ数は先ほどよりは少ないんですが、大分話の中身の濃いことだったかなと思いますので、少し審議を分割していきたいなと思います。

まずは、ちょっとまた思い起こしていただきまして、113ページのあたり、サービスの基盤整備の部分につきまして、115ページの地域支援事業の前の部分、このところにつきまして、まず審議をしたいなというふうに思います。

ちょっと頭を戻していただきまして、その前の説明でありました推計値から換算してというようなところで、サービスの基盤としてこのような計画をしているというふうなお話でございましたけれども、この部分につきまして、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

[発言者なし]

会 長： まだお金の話が頭をよぎっているかもしれませんが、まずはサービスの内容ですね。どうでしょうか。

施設サービスの整備も含めて記載してありますが、D委員、C委員、いかがでしょうか。何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

C委員： 意見といいますか、今、非常に介護職不足が切実に現場の問題として起こっており

まして、D委員のほうではことしの4月に開設が予定されていると思うんですが、この平成32年度にもまた200床というふうに予定されているので、果たして本当に、一番現場を担う介護職という職の人たちをどう確保していくんだらうかという、すごく第三者的な意見なんですけれども、すごくその辺を心配しております。

会 長： なるほど。ありがとうございます。

そうですね、施設はできても介護職がいなければ運営もできませんでしょうし、また、質という面もございますということだと思いますが、D委員、いかがでしょうか。すみません、急に振ってしまいました。

D委員： ただいまお話があったように、私どものほうでことしの4月に新設で特養の開設を予定しているんですけれども、感覚で感じるのは、今、C委員のほうから働き手をどう確保するかというようなお話もありましたけれども、もう1点は、今、特養に実際に入所を希望される方の数というのが、すごく減ってきているというところであれですけれども、実際に待機をされている数というのは昔に比べると減ってきているのかなというふうには感じます。1つは、特養を含めた介護サービスの施設が充足をしてきていることというのと、在宅等々のサービスが拡充してきているということがあるのかなと思いますので、越谷市のほうでもやられているというふうに思うんですけれども、その辺の待機者の数等、どういうふうに正確に把握をしていくか、それに合わせて整備数を立てていくかというところの、もう一度そういったところの精査というのをお願いできればなというふうには思います。

会 長： ありがとうございます、急な振りにも答えていただきまして。

働き手の確保と、それから待機者の推移ということもしっかり踏まえて、もう一度精査してもらって進めていただきたいというご意見でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

そのほか、ご意見、ご質問、よろしいでしょうか。

[発言者なし]

会 長： それでは、次のところに進めていきますが、116ページから地域支援事業についてですね。地域支援事業につきましては116から119ページまで。一番最後に地域支援事業の事業費の推計が載っておりますが、ここからお金の話になってきます。

ここの部分で何かご質問、ご意見、ございますでしょうか。

A委員、お願いいたします。

A委員： 119ページの図表91に地域支援事業費の推計というのが載っています。先ほどの説明だと、金額が先にあって、それで事業内容が列記されていると聞こえました。普通は、事業内容の積み上げで事業費が決まってくるのではないかと思ったので、ちょっと違和感を感じたというのが一点です。

それともう1つ、昨日の毎日新聞の夕刊に共同通信の調べということですが「軽度者向け人手不足、大手撤退」「100自治体運営難」ということが大きく記載されておりました。これを読んでいくと、越谷市として事業がどの程度まで計画されているのかがわからないので、この事業費というのと整合性がとれていないのではないかと思いました。ここには事業内容の計画表みたいなのは載せないのでしょうかと思いました。

会 長： ありがとうございます。

事務局のほう、ここについてはどうでしょうか。

事務局： お答えさせていただきます。

基本的に、委員さんからお話もありましたけれども、この図表91の手前で事業の説明があって、特に事業の積み上げということで最終的には金額が来ているということです。それはそういうことでご理解いただければと思います。

それから、2点目の件は、新聞をちょっと拝見していないので、詳細がわからないところがあります。それから、越谷市については撤退というお話は事業者さんからは伺ってはいないのが現状でございます。

A委員： 後日の協議会でもいいですから、もう既に事業が始まってきていますので、具体的に進捗状況をお話ししてほしいと思います。近隣市で先ほど紹介したようなことがありましたので。この地域支援事業については、経営的な問題だとか、人手不足が深刻になるのではないかというようなことが言われています。それらの状況を随時報告していただけるとありがたいと思いました。

それから、後で言えばよかったのですが、費用を出すときには、こういう事業をやったからこれだけのお金がかかります、または予定ですとなるのが普通です。これだけの記載だと、例えば、地域支援事業の中の介護予防・日常生活総合事業にどのぐらいかかるのかということがよくわかりません。先ほどの質問は具体的にそういうものは記載しないのですかということです。

会 長： ありがとうございます。

多分、この前に介護保険サービスに関してはサービスごとに推計値があって、それで、それに掛けてということで予算が組まれているということがあったんですけども、地域支援事業については項目だけしか並んでなくて、それで、どういう事業がどれだけ行われているのかということでの、この予算の推計になってわからないというふうなことですよね。69ページ参照とは書いていますが、ここだけではなくて、並びとしてどういう事業にどれぐらいかかるのかということがわかったほうが、この推計値についても理解が深まるんじゃないかと、しっかり理解ができるんじゃないかというふうなご意見ということですね。

事務局、これについてどうでしょうか。

事務局： ご意見としては承りました。

会 長： わかりました。
ほかにご意見よろしいでしょうか。

[発言者なし]

会 長： それでは、ちょっと進めさせてもらいまして、今度は120ページから保険料の話になります。

先ほど、かなり細かくほかの市の状況も含めて説明していただいたかと思います。第6期よりも少し金額が上がってということですよ。5万6,400円ですから、前回よりは2,500円ぐらい上がっているというふうな状況だと思いますが、これにつきまして、この120ページから127ページまでの部分につきましてご意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

越谷市は他市に比べると少し安めでしょうか。埼玉県自体も、日本全国的に見ても大分少ないんですよ、保険料が。

いかがでしょうか。

あとは、一番最後にもありました、この切り崩しの額、4億円程度残してということだったかと思いますが、ここの分を見越してということですが、これにつきましてはいかがでしょうか。

A委員、お願いします。

A委員： これは、第6期のときにも話をさせていただいたのですが、実は介護保険料の基準額については、市のほうで原案をつくり、最終的にはそれを議会で決めるという流れになっています。一方、諮問答申の関係でみると、この運営協議会が保険料の原案でいいよと答申する仕組みになっています。そういうことであれば、なおさら、もう少し記載を丁寧にしていただきたいと思います。なぜなら、保険料を上げる話なので。また、今は他市に比べ比較的低いですが、越谷市は急激な高齢化がやってくるので、保険料は将来的には必ず上がります。介護保険制度の仕組みからも上がるわけです。そういうことを考えると、きょうの議案書のほうには書いてあるのですが、本文のほうにはないわけです。例えば、第1期から第6期までの数字を記載していただくとか。それから、どうして、他市に比べて越谷市が安くて済むのかとか、将来的にはこういうふうになるとか、もう少し、説明を丁寧にしていただくといいのかなと思います。この数字だけがひとり歩きされると困ります。私としては責任があるので、ぜひとも、そういう記載を要望したいと思います。

会 長： ありがとうございます。

多分、説明を聞いていても、結構難し目の説明だったかと思いますので、これ自体は多分一般の方々が見る資料だと思いますので、もう少し説明も、一般にもわかりやすく丁寧な形を心掛けていただければということによろしいでしょうか。

A委員： 最低でも1期から7期までの介護保険料ぐらいいは書いてもらわないと。そしてなぜこういう具合になってきているのかということも書いていただきたい。4,700円という数字だけを見てしまうのではないのでしょうか。12段階に分かれています、この12段階は越谷市独自で決めたわけですが、他市は何段階ぐらいいが多いのかなど。越谷市は低所得者に対しては相当配慮しているわけで、そういうこともあわせて書いていただくといいのかなと思っています。

会長： わかりました。

ほかに、これについては皆さんよろしいでしょうか。

今、資料にもあります、介護保険料月額推移というものの表、これが一番、かなり見やすいかなと思えますが、これは載せていただいて、そこに今までの流れ、計算の仕方はこれはこれでよろしくて、それ以降にこれを付け加えた形で、こういうような状況になっているんだということの説明を、計算式じゃなくて、現状に合わせた形でわかりやすく記載していただくというようなところ、こういうご意見ということでよろしいでしょうか。

ですので、最後に一番わかりやすい形で、1ページぐらいい書いてもらってもいいかなということだと思います。会議のご意見ということでいきたいと思えます。

ほかに、ここの部分につきましてご意見いかがでしょうか。

E委員、お願いいたします。

E委員： 文言なんですけれども、例えば113ページの図表86の下から2番目ですけれども、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と、こういうふうにごく長いんですよ、文言が。これを見ただけでどういうサービスなのかというのがわかる人はあまりいないと思えます。行政に携わっている方々も、ぱっと言われたときに何かとわかる人はあまりいないと思えます。私は全然ちんぷんかんぷんで、どういうふうにご違ってくるのかなというのがわからないので、もう少しこの長い言葉で説明はあるんですけれども、わかりやすく何とかうまく説明していただけるような工夫も必要なのかなと。介護保険がわからなくなっているのは、もうこういうことだと思えます。昔は特養だとか、老健だとか、あまりサービスもなかったということもあるんだけれどもわかりやすかったんです。でも、ここまで来たら本当にいろいろあり過ぎちゃって、自分の受けられるサービスがどういふものなのかというのをわかるのも非常に難しい。だから、もう少し、市民の方々が見て、これはこういうことかいというふうにご思うようにしていただけるとありがたいなと思えます。そうすると、もう少し介護保険に対する認識というか、関心が高まるのかなと。あまりにも細か過ぎちゃってわかりにくくなっているんじゃないかと思えます。だから、そこいらの工夫を行政側で少し議論していただいて、わかりやすいような説明をいただくとありがたいなと思えます。

会長： ご意見ありがとうございました。

多分、今、副会長が見つけてくれたんですが、一番最後のページに用語解説という

ふうなところがあって、もしかしたらここに含まれるのかなとも思いますし、タイムリーに、ここの部分にちゃんと用語説明があって、ここ、何ページを見てくださいますかというふうなところがあると親切なのかなとも思いますし、ですので、そこの部分は、やはりこれは一般の方にも理解してもらわなくちゃいけない資料だと思いますので、冊子だと思いますので、こういう介護保険サービスの、ちょっと難し目の漢字が大分並んでいるような、サービスのわかりづらい部分につきましては、少し解説を含めて、どういう人たちが対象でとかというようなことでわかりやすく記載していただくというふうなところを、この会議の要望ということによろしいでしょうか。

E委員、よろしいでしょうか。

E委員： はい。

会 長： それでは、ほかにご意見いかがでしょうか。

[発言者なし]

会 長： それでは、6章全体をとおして、今、ずっと6章の説明をしていただいたところですが、6章全体をとおした形で、前のところに戻ってということがもしもありましたらと思いますが、いかがですか。

[発言者なし]

会 長： とりあえずはよろしいでしょうか。

それでは、議事のほうをまた進めさせていただければと思います。

続きまして、③市長への答申についてと、今回のこの冊子をもとにして、計画をもとにして市長への答申を予定しておりまして、その市長への答申についてというふうなところで、まずは事務局のほうからご説明をいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

事務局： 4,700円につきましては、とりあえずこれでということで……

会 長： そうですね、失礼しました。そこは決めないといけませんね。

説明はしっかりしてもらおうということで、この額面としてはですよね。

では、会議としては、額面としてはそれほどがんと上がっているわけでもなくというふうなところで、計算式も理解したということで、承認ということによろしいでしょうか。

[「はい」と発言者あり]

会 長： ありがとうございます。すみませんでした。

事務局： それでは、市長への答申ということで、お手元のほうに、何も書いてなくてちょっとわかりにくくて申し訳なかったんですが、参考資料として第6期、3年前にこの介護保険運協のほうで提出していただいた答申になります。これをご覧いただきながら聞いていただきたいんですけれども、基本的には、第7期におきましても同様の形で作成させていただければというふうに考えております。

そこで、表面の最後に「答申します」というような言葉が入っておりますが、その前段に第6期の場合はその策定における認識ですね、どのような背景であるとか、こういう認識を持っていますよということが書かれておまして、また、裏面のほうには第6期を推進する上で注視すべき視点などを記載しているような形かと思っております。

この答申につきましては、次回、第5回の運営協議会において、事務局のほうで答申案というのを作成してお示ししたいと考えておりますが、この答申案の作成に当たりまして、委員の皆様これだけは書き込んでほしいという議題の認識なり、介護保険制度を運営する上での期待や取り組み方などについてこの場でご意見をいただいて、それを参考に作成できればというふうに考えております。できますれば、皆様個人、全員の意見を載せるというような形は難しいと思っておりますので、ある程度絞り込んでいただければありがたいなというふうに感じております。できれば、皆様の意見をいただきながら、かつ絞っていただければという難しいことをお願いしているんですが、よろしく願いいたします。

会 長： 説明ありがとうございました。

この答申は第6期のときの答申ということです。このような形で答申する文章のものになっておりました。そこで、今回、この6期の答申書を参考に、第7期の運営協議会としての答申をつくるに当たって、ぜひ強調してほしいと、強調すべき点、それから主要な施策の展開や事業の推進に当たって、これだけはぜひ言葉として残して、外してほしくないというような視点があればということ。今回のこの意見をもとにして、次回までに事務局のほうで答申の案を作成していただけるということでございます。

多分、この冊子の最初のあたりが一番になるのかなと思っております。特に5ページ目なんかは計画の基本理念が入っておりますね。その前に地域包括ケアシステムの話というようなところもあります。それから、7ページ目には計画の性格ということが書かれてあって、それで策定の体制ということ、9ページ目ですね、これがこれから話をする全体のものだと思いますので、ここら辺を参考にして、あとは今までの議論の中でこれはぜひということ、ご意見いかがでしょうか。ここはぜひ言ってほしいというふうな。

B委員、お願いいたします。

B委員： 中核市に変わりましたので、中核市に変わってどのように変わったかというところを入れていただきたいと思います。

会 長： なるほど。前は中核市に移行前のことだったので、中核市に変わってこういうことがなされるようになったということも踏まえて、少し。

ほか、いかがでしょうか。

F委員、お願いいたします。

F委員： 先ほどから、ある人から出たところで、介護保険の従事者、介護職員ですか、従事者がなかなか集まらないというようなことがあるんですが、これは全国どこでも一緒なんですけれども、それで、越谷市が介護職員に従事させるために何をするのか。施策は。多分ここには施策も何も書いていないですから、人を集めるためにはお金を余分に出すとか、いろんなことが簡単に言えばあるけれども、それと同時に、越谷市では介護に従事する有資格者はどのぐらいいるのか、実態にはどのぐらいいるのか。そして、その有資格者はなぜ職に就かないのか。基本的にはきつい労働だとか、いろんなことが実態として言われていますけれども、そこを何らかの形で取り崩さないと、いつまでたっても従事者が集まらない。集まらないから故に施設の収容人数が確保できないというのが目に見えてあらわれているわけですよ。ですから、その辺のことをどこかで、越谷市の施策というものを、本来、他とは違うんだ、言うならば、単純に言えば、越谷市の近隣市町村から有資格者が越谷市に集まるぐらいの施策が本来必要ではないかというふうに思いますけれども、何らかの形でこの答申の中に入れてこないのかなど。答申ではない、本来もっと前で言うべきことだったんでしょうけれども。たまたま私の家族もみんな資格を持っているんだけど従事していないというのが現状にしています。だから、ほかにもいっぱいいるんじゃないかなど。そこには、労働がきついとか、腰を痛めるとか、いろんなことを言われているんだけど、その対策として、ロボットとか、ロボットに関しては越谷市は支援しますよというか、要するに、各施設のところの援助金を出すとか、何らかの形でサポートする必要があるんじゃないかと思います。

会 長： 貴重な意見、ありがとうございました。

先ほども、サービスの基盤整備だとか、あとはサービスのこれだけ必要だという推計は出されておりましたが、先ほどもちらっと出ておりましたけれども、働き手の確保というふうな部分、ここについては記載が薄いかなという気もするかなと思います。ですので、その基盤整備ということには、働き手の確保ということも踏まえて、ぜひその模索になるかもしれませんけれども努力するというのを加えていただきたいというご意見でよろしいでしょうか。

F委員： はい。

会 長： ありがとうございます。

ほかにご意見いかがでしょうか。

A委員、お願いいたします。

A委員： 私としては、人・モノ・金そして情報さらには施設など、地域にある資源を総動員

していこうというような文言にさせていただくとありがたいと思っています。それは、地域ケアシステムということでは言われていますけれども、福祉の問題は福祉だけで考えていけばいい、医療の問題は医療だけで考えればいい、生活の問題は生活だけで考えればいい等、まだまだ、そのような考えがあるように感じています。交通の問題もあります。それから住居の問題もあります。厚労省でもいろいろ話が出ているのですが、地域の資源を総動員するということを基調にさせていただければと思っています。

それから、人材の関係については、先ほど言われた委員と全く同じで、越谷市だからみんな働きやすく、みんなが寄ってくる、介護の従事者が寄ってくるような施策をこれから展開していかなかったら、自治体間競争みたいな時代になってきています。お金をつけなければいいというだけではなくて、知恵を出し合うというようなところを記載していただければと思います。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

これまで、高齢者というふうなことに限った資源ではなくて、だけの利用というふうなことではなくて、今ある現状でも、高齢者に限らない部分での資源というのはたくさんあると思いますので、その部分も動員して、または発掘してといいますか、利用しやすく開発してといいますか、というふうなことも踏まえて総動員という言い方をされておりましたけれども、そういうようなニュアンスの文言があるといいかなということでしょうか。

そのほかいかがでしょうか。

副会長。

副会長： 今回、重点施策にも挙げられていますように、第6期にはなかったこととして、介護に取り組む家族の支援ということで、実態、アンケート調査もやられたということがありますので、やっぱり仕事と介護、働き方というところと介護というところの、離職ということも起こらないように、介護している家族を支えるというところもきちんと支援に取り組んでいくということを入れたらいいかなと思います。

会 長： ありがとうございます。

当事者だけではなくて、周りの人たち、介護者、援助者といいますか、そういう人たちの支援も含めてやっていくんだというふうなところ、こういうことも含めたらどうかというふうなご意見でした。

そのほかどうでしょうか。

[発言者なし]

会 長： 専門の方々はいかがでしょう。

G委員、いかがでしょうか。

G委員： 医療の立場からではありますが、この地域包括ケアシステムというのは、この平成30年度から、もう各自治体に移行をするわけです。その各自治体の責任においてこの地域包括ケアシステムを構築しなさいという、まさしく平成30年はある意味本格的に取り組む元年になるわけですから、その意気込みを、要するに、これはもう各自治体との競争になるわけです。より越谷市がここに住みたいというふうな形になるような市政を目指していかないといけないわけですから、横並びではなくて、今後ここ10年ぐらいは、非常にその自治体によって差が出てくる10年になってくるだろうと思いますから、その意気込みを何か入れていただけるとありがたいかなというふうに考えております。

会 長： なるほど。ありがとうございます。

医療・介護の拠点も平成30年度からたしか市での運営になるかと思っておりますので、まさに開始の年というふうなことかなとも思います。ありがとうございます。

そのほかご意見いかがでしょうか。

[発言者なし]

会 長： こういうニュアンスをというようなところ、どうでしょうか。

E委員、お願いいたします。

E委員： それでは、5ページの高齢者の自立支援とか、いろいろ理念としてはいいんですけれども、具体的な事例でいくと、高齢者で元気な方は結構いっぱいいるわけです。元気な方がいっぱいいればいるほど介護保険料も少なくて済むと、負担が少ないわけですね。そういう点で、私の経験で言いますと、今、太極拳をやっております、太極拳の教室では最高齢が97歳の方、お元気でやっています。その方の話を聞くと、介護保険何か受けたいんだけどもちょっと相談してみたら、元気だから何も受けられないと、デイサービスも行けない、あなたは該当しませんよと、こういう話で完全な自立になっちゃう。元気で自治会館に集まってきて練習して帰るわけですから、必要ないことはないんですけれども、そういう人たちに少し光を当てていただいて、評価してもらおうという。越谷市としてこういう元気な方を評価していますよ、皆さんのおかげですよというようなことが文言で入るのは難しいでしょうけれども、そういうことも非常に大事なのかなと思うんです。だから、そういう方たちにお金を出せとか、そういうことじゃなくて、評価してもらおうと。市が評価しているんですよということを、何か伝わらないかなと常々思っていて。こんな立派な人たちいないんですよ。

私が行っている97歳の方がいる教室は、準備運動をやるときに、全体で20人ぐらいなんですけれども、窓際へ並ばせてかかと上げの体操をするんです。50回やるんですけれども、その50回のときに、最高齢の方から始まるんです。50回全部、80歳以上なんです。だから、そういう方々が元気であるから介護保険のお世話にならなくて済む

ということなので、感謝状ぐらいね、紙一枚、市から市長名で感謝しているよ、もっと頑張ってねというような、そんなことをやっていただけると、ますますみんな元気づくのかなと思うので、そういう、ちょっと工夫みたいなものをしていただけるとありがたいなど。

会 長： ありがとうございます。

言っているニュアンスは大分伝わりますが、答申の中身としてはちょっとあれですが。元気な方々の、あなたたちのおかげでということが、まさにそのとおりのかなと思いますね。具体的な中身としては、この後といたしますか、この計画の後で考えてもらうというようなご意見でいただいたということ。

それでは、そのほかいかがでしょうか。みなさんに当てたいところではございますが、そうするとまとまらなさそうなので、当ててはおりませんが。

今、いろいろご意見が出ました。いずれにしても越谷で働きたい、それから越谷に住みたいと思えるようなことだったのかなと思います。そこに通じるころかなと思います。

それは最初のページにも書いてありますことだと思いますので、そのようなことも踏まえて働き手の確保、働きやすい職場とか資源の総動員、それから介護者だけでなく家族への支援ということも踏まえて、それから地域包括ケアも、今も策定途中であります。充実ということも踏まえて、答申の案を作成していただくということ。運営会議としてはこういうようなご意見でよろしいでしょうか。

〔「はい」と発言者あり〕

会 長： ありがとうございます。

それでは、ここまでの、今委員の皆様からいただきましたご意見を参考にして、次回、ちょっと期間は短くはございますが、答申の案をご提示していただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、議事を進行させていただきます。

続きまして、議事の3番目、介護予防支援事業所の指定更新についてでございます。まずは事務局のほうからこの点につきましてご説明のほうをよろしく願いいたします。

事務局： よろしく願いいたします。

それでは、資料の4ページからになります。

議事（3）介護予防支援事業所の指定更新についてでございます。

まず、地域包括支援センターと指定介護予防支援事業所の関係性についてからご説明をいたします。

本市では、介護保険法の規定によりまして、現在市内に11か所の地域包括支援セン

ターを設置しております。同センターの設置者が介護予防支援事業所の設置について申請をし、指定を受けることで介護予防支援事業所の機能を持つことになり、介護保険における要支援1、2の認定者に対しまして介護予防サービス計画を策定することが可能となります。

指定介護予防支援事業所は、指定を受けてからの効力は6年間と定められており、期間満了の前に更新手続を行うことが必要とされております。今回は、指定介護予防支援事業所一覧の①桜井から⑨南越谷までの9か所の事業所が指定更新の対象となっております。

指定介護予防事業所は市町村が許認可権者となっておりますので、本市において指定更新の事務を行うことになっております。指定を行う場合には、あらかじめ当該市町村が行う介護保険の被保険者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることと介護保険法に規定をされております。本市では、越谷市指定介護予防支援事業の指定等に関する規則に基づき、11月30日に対象事業所へ指定更新についての通知をお出しし、12月22日に全ての事業所から更新申請書及び必要な関係書類の提出がありましたので、これをもって指定更新の事務を進めてまいりました。

それでは、5ページをご覧いただきたいと思えます。

③指定更新に伴う主な確認事項についてでございます。

今回の指定更新に当たりましては、越谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例に基づき、事業所からあらかじめ提出をいただいた更新申請にかかわる書類を確認いたしました。主な確認事項につきましては表のとおりです。

なお、29条の記録の整備に関しまして、個々の利用者ごとの記録につきましては、支援が完結してから5年間保存をすることとしております。また、人員配置等の結果につきましては、6ページでございます別表をご参照いただきたいと存じます。

これらの項目につきまして確認をした結果、適正な運営をされていることを確認いたしました。ですので、指定更新をさせていただきたいと存じます。

介護予防支援事業所の指定更新についての事務局からの説明は以上でございます。

会 長： ご説明ありがとうございました。

今回、指定介護予防事業所が更新の時期に当たる、9つ一気になんですね。これに伴って、更新の手続を行ってということ、最終的には適正に実施されていたというふうな説明だったかと思いますが、これにつきましてご質問、ご意見はいかがでしょうか。

A委員、お願いいたします。

A委員： 問題があるということではなく、記載方法です。6ページの別表のところですが、職員数と職種の人員を括弧書きで書いています。基本的な配置基準を書いてもらったほうが良いと思いましたが、これにつきましてご質問、ご意見はいかがでしょうか。

適正と書いてもらったほうがよかったと思います。多分、対象人数等でこの人数になっているのですが、わからないので書いていただければと思いました。

会 長： ありがとうございます。

基本的には、多分決められている、6,000人にでしたか、というような基準があるかと思しますので、そこに合わせた形でのことだとは思いますが、説明するに当たってはそういう基準も記載してもらったほうがわかりやすかったというふうなところですかね。

これは多分適正でしょうから、今後の要望としますか、どうしますか。

それじゃ、今後の要望というようなところで、もう少しわかりやすくということをお願いしていきたいと思います。

A委員： あと、ついでに営業時間もバラバラです。これも基準があるのであれば、ここからここまでの時間帯であればオッケーということなのかわかりませんが、その点も書かれていればいいのではないかと思います。間違っていないと思いますが、判断するに当たっての基本となるものを書いていただくといいのかなと思いました。

会 長： 5ページ目のところに太字で、②、③につきまして、職員の職種だとか、人員だとか、それから営業日、営業時間ということが太字で書かれてあるのでここに記載してあるというところかとは思いますが、基本的にはここでは市役所のほうでそれに合わせて適正に審査を行ったと、失礼しました。お願いします。

事務局： ただいまご意見いただきました基準に関しましては、5ページのところに、会長のほうからもお話がありましたように、各基準がこちらに書いておきまして、その内容のところに、必要な基準を満たした内容については書かせていただいているという形になります。包括支援センターは、基準3,000人から6,000人、高齢者人口に対してというのがございますが、指定介護予防事業所につきましては、こちらに書いてある基準が基準となりますので、必ず何人という形ではないという形になります。

会 長： すみません。

事務局： 5ページに書いてある内容が、まさにこの条例に書いてある内容そのままということなので、明確に何人置きなさいという人数規定があるものではない。時間についても、これが何時から何時まで開設しなさいということが明示されているものではない。ただ、この5ページの内容をもとに確認しましたということですので実態がどうかわからないので、6ページのほうで、現状だけはこういうことですよということでお示しだけはさせていただいたということになります。ですので、この人数が多いか少ないかということは当然ないことですし、あくまで参考としてこういうことですよということでご理解いただければということでございます。

A委員： 私の認識不足で申し訳ございません。運用方針や要綱というものはないと理解してよろしいですか。条例に書いてあるとおりにだから、営業日時は9時から18時のところもあれば、8時半から17時30分のところもあります。いろいろバラバラですが。人員

も5人のところから3人のところまでバラバラです。実態はこうなのだというだけの話と理解してよろしいのですか。

会 長： どうでしょうか。人員につきましては多分決まりがあつて……

事務局： まず、看板として地域包括支援センターと介護予防支援事業所の2つがあると。介護予防支援事業所については特段の規定はないですよということです。なお、人数の規定につきましては、地域包括支援センター自体は3,000人から6,000人ごとに制度を設置しますという規定がある中で、3職種を配置しなければならないということは、地域包括支援センターとしてはあります。ただ、介護予防支援事務所ではない話なので、今回の、この介護予防支援事業所の6年間の更新の中では特段の基準はないですよということでご説明させていただいたということでございます。営業時間も同様の考え方と理解いただければと思います。

会 長： ということです。

こここのところでは、少ないんじゃないか、多いんじゃないかというようなことではなくて、規定は特にはなくて運営はされているということだと思いたしますが。

ほか、ご質問、ご意見よろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

会 長： 今回の更新に伴って、また今後もチェックをされていくとは思いますが、運営協議会としては、この9つの指定介護予防支援事業所の更新は了解ということではよろしいでしょうか。

〔「はい。」と発言者あり〕

会 長： それでは、協議会としては了解というふうなことにさせていただこうと思います。

これで、本日の議事につきましては、予定していた議事は終了となります。ご協力、いろいろご意見もいただきましてありがとうございました。

それでは、進行のほうを事務局のほうにお返ししたいと思います。

〔「すみません、1点ちょっと質問が」と発言者あり〕

会 長： 1点、少々お待ち下さい。

B委員： すみません、第7章の計画の推進に向けての、132ページの高齢者福祉施設のサービス提供に関する目標というところがあります。そこに、一番最後に在宅介護支援センターというものが書いてございまして、現状では施設がなく、また整備計画もないものになりますというふうに記載がございまして。これって、私ども在宅介護をしている

者にとっては、何にもないのにこういうのを挙げてあるというのはすごく寂しい感じがするんですけども、ですので、在宅介護支援センターはつくりたくないけれども、例えば地域包括支援センターでそういうことをちゃんと支援しますよとか、そういうような優しい文言を入れてもらえないかということと、あと、これ書く必要があるのかどうかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

会 長： ごめんなさい。ちょっとまだ進行はこちらで。

この、ないのにというようなご意見がございましたが、いかがでしょうか。

事務局： お答えします。

これ、132ページの（3）の表でございますか。在宅介護支援センターで、まずこれについては、国のほうで計画をつくるときに、介護保険法の規定と老人福祉法の規定の両方の中で、老人福祉法の中の施設の類型として、これは定めなさいという規定があるので、これは載せざるを得ないところがあります。ただ、この在宅介護支援センターは、介護保険法における地域包括支援センターができる前には主流だったと。地域包括支援センターができた段階でこちらに移行したのが現状なんです。実際には、この在宅介護支援センターの業務に地域包括支援センター独自の業務として、関係者同士のネットワークだとか、権利擁護とか、そういったものが加わって地域包括支援センターというのは機能が充実していると。ですので、一般的にはどの自治体も地域包括支援センターの設置である程度もう包含しているところなので、ただ、現状載せざるを得ないというところで、一応表記として載せさせていただいている現状です。実質的には、これがないことで機能の低下というよりは、より機能が充実している地域包括支援センターで各地域で展開しているということでご理解いただければと思います。

B委員： 私は理解させていただきましたけれども、これを皆さんが、市民が読む場合に限って、そこも説明を入れていただいたほうが親切なのではないかなと思った次第です。

会 長： ありがとうございます。

ここの部分の、今、事務局からの説明といたしますか、簡単な説明を入れたら優しいのではないかなというようなご意見ということでよろしいでしょうか。一般に見やすく、わかりやすくというようなところで。事務局のほうでこの点についてご検討いただければと思います。

それでは、もう一度確認しますが、ほか、ご意見よろしいでしょうか。

ちょうど予定しておりました2時間ではございますが、それでは、今回の議事はこれで本当に終了とさせていただければと思います。

それでは、本格的に進行のほうを事務局のほうにお返しいたします。

事務局： 田口会長、ありがとうございます。

それでは、最後に次第の4でございます。

その他でございますが、事務局より2点ほどご連絡させていただきます。

まず、1点目でございますが、次回の会議の日程についてでございます。本日の資料送付時に同封をさせていただきましたとおり、次回は2月15日木曜日の午前10時から、中央市民会館の5階、第6会議室での開催となります。会場が異なりますので、ご注意いただければと思います。

間隔が短く申し訳ございませんが、答申の最終の取りまとめを行います会議となりますので、お忙しいとは思いますが、ご出席いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、資料1の3ページに、次回の会議を含めた当初の今後の予定を掲載しておりますので、こちらのほうも参考までにご確認いただければというふうに思っております。

次に、2点目でございますが、本日の会議録ですが、次回までの期間が短いということもございますので、可能であれば次回に事務局のほうから案をお出しして、校正及び確定につきましては書面にて行わせていただきたいと思いますと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、最後に閉会の言葉を森副会長からお願い申し上げます。

副会長： 皆さん、本当に長時間ご討議どうもありがとうございました。本当にきょうも活発なご意見で、だんだん佳境に入ってきましたので、次回、また2週間後、最終案を取りまとめということで、またご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

皆さんのご意見を聞きながら、やっぱり答申に何を盛り込むかというところで、本当に委員の方から、この地域包括ケアシステムというのが30年度から本格的になるということで、そこには、やっぱり地域の社会資源を動員してやっていくという、そうじゃないと、今後、各自治体の差が出てくるなというふうに思いました。私は明後日、もう1つの会議、地域福祉の審議会がございますけれども、まさにその地域の人たちの動員で社会資源をつくるというところをやっていかなきゃいけないなということ、改めてこの委員会を通じて感じました。

この介護保険のことと、それから地域福祉のこと両方でまた進めていければなというふうに思いました。

本当に、きょうも皆様長時間どうもありがとうございました。また2週間後、どうぞよろしくお願いいたします。

では、これで閉会のご挨拶とさせていただきます。

司 会： 森副会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして平成29年度第4回越谷市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。

皆様大変お疲れさまでした。

以 上